

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第13号

令和6年3月5日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年6月21日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁
福島県監査委員 高 橋 宏 和
5 財 第 2 7 3 4 号
令和6年3月22日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県知事 内 堀 雅 雄 回

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年2月15日付け5福監第361号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 会津農林事務所
- 監査対象年度 令和4年度
- 監査実施年月日 令和5年11月21日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	（原因）

保安林に関する許可等業務に係る事務処理に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

森林法に基づく許認可等事務を担当していた職員が、令和4年4月から令和5年1月までの間の作業許可申請等76件のうちの33件に対して、所定の決裁を受けずに31件の許可書等を発行し、うち3件については必要な公印審査を受けることなく、無断で公印を押印するという不適切な事務処理を行った。また、2件については、事務処理を怠り、未処理のまま放置した。

さらに、上記事実の発覚を免れるため、当該許可書等に係る申請書類・データのうち25件を破棄・消去するとともに、着手届等の未決裁施行案件に関連する書類の全てをしまい込んでいた。

所属においては、申請状況の把握や業務の進捗管理が不足するとともに、公印管理の不徹底等、組織的な対応に問題があった。なお、事実確認後は当該案件の申請者に説明・謝罪するとともに、許可書等の交付を行った。

「是正又は改善の意見」

森林法に基づく許認可等事務については、業務の進捗管理等を適切に行うとともに、関係法令に基づき適正に行うこと。

1 コンプライアンス
担当職員の法令遵守意識が著しく欠如していた。

2 事務処理
担当職員が申請書類を受理した段階で課内回覧していなかったことに加え、申請書類の提出先として個人のメールアドレスを案内していたため、組織として不適切な処理に気がつくことがなかった。また、管理職は日頃から職員面談や声がけを行っていたが、当該職員から事案に関する話はなく、事態に気がつかなかったとともに、組織としての全容把握・進捗管理が不足していた。

3 公印管理
管理職は離席する際に公印管理代理者を指名せず、公印箱が一時的に出したままとなっていた。

(処理状況)

1 コンプライアンス
① 令和5年1月26日～31日、6月28日～30日、7月3日、5日、7日
所内コンプライアンス委員会を開催するとともに、管理職が職員一人一人と面談を行うなど、コンプライアンス意識や綱紀粛正の再徹底を図った。

② 令和5年9月15日
執務室内の配置替えを行い、管理職が職員の動きを確認できる体制とした。

2 事務処理
① 令和5年1月26日
許認可に係る申請書は受理後に管理職が受付簿へ記入し、処理状況を確認することとした。

② 令和5年2月20日
許認可専用のメールアドレスを設置し、当該アドレスに申請書等を送付させることとした。

3 公印管理
① 令和5年1月11日
公印箱は金庫に保管し、必要の都度、管理職が取り出すこととした。

② 令和5年4月3日
公印管理代理者を指名するなどの公印管理のルールを定めた。

(今後の対応)

保安林に関する許可等業務に係る事務について、以下のとおり対応する。

1 コンプライアンス
管理職が不祥事案の事例を示す研修会を開催するなど、職員一人一人に繰り返しコンプライアンスの徹底を行う。

2 事務処理
① 担当者は申請予定者等との打合せの都度、打合せ記録簿を作成し、ま

	<p>た、申請書や着手届、完了届等を受理した時点で課内回覧する。</p> <p>② 申請書を受理した時点で、副部長は申請受付簿に記録する。主任主査等は当該案件の件名を、担当者は業務進捗（許可、着手、完了等）を一覧表に入力する。</p> <p>③ 毎月1回の進捗打合せでは、申請受付簿、一覧表、打合せ記録簿等を照合し、担当者と管理職、主任主査等で確認する。</p> <p>④ 申請書の提出が組織全体で把握できるように、許認可専用のメールアドレスを設置するとともに、申請者に対し、当該アドレスに提出させることを徹底する。</p> <p>⑤ 主任主査等は当該メールの内容を確認し、担当者に転送する。</p> <p>3 公印管理</p> <p>① 公印箱は金庫に保管し、必要の都度、管理職が金庫から取り出す。</p> <p>② 管理職が不在となる場合は、定めに従い、管理職が公印管理代理者を指名し、その者に責任を持って管理させる。</p>
--	---

- 2 監査対象機関 県南建設事務所
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和5年12月1日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																																						
<p>「指摘事項」 復興公営住宅の家賃算定に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和3年度及び令和4年度の復興公営住宅の家賃について、収入超過者に対する割増家賃の計算を誤ったため、徴収すべき家賃の調定額が1,051,054円不足している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">令和3年度</td> <td style="width: 20%;">対象世帯数</td> <td style="width: 10%;">4世帯</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>正当家賃額</td> <td>2,247,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既算定家賃額</td> <td>1,444,946円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不足額</td> <td>802,654円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>対象世帯数</td> <td>1世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>正当家賃額</td> <td>866,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>既算定家賃額</td> <td>618,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不足額</td> <td>248,400円</td> <td></td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 復興公営住宅の家賃算定に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	令和3年度	対象世帯数	4世帯			正当家賃額	2,247,600円			既算定家賃額	1,444,946円			不足額	802,654円		令和4年度	対象世帯数	1世帯			正当家賃額	866,400円			既算定家賃額	618,000円			不足額	248,400円		<p>(原因) 県営住宅の家賃を算定・管理する福島県県営住宅管理システムへ収入超過者に対する割増家賃を手計算により入力するが、担当者が当該家賃を誤って過小に計算し、確認者も同じく見落とした。</p> <p>(処理状況)</p> <p>1 全対象世帯に対し、令和5年5月までに説明と謝罪をした。</p> <p>2 令和3年度対象4世帯のうち2世帯が令和5年7月に全額納入済、1世帯は令和5年7月から分割納入開始、1世帯には納入依頼中である。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納付済額</td> <td style="width: 85%;">118,654円</td> </tr> <tr> <td>未納額</td> <td>684,000円</td> </tr> </table> <p>3 令和4年度対象1世帯については分割納入の了承を得た。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">未納額</td> <td style="width: 85%;">248,400円</td> </tr> </table> <p>(今後の対応)</p> <p>1 関係規程の理解を深めるため、研修会等を実施する。</p> <p>2 令和5年11月1日に福島県県営住宅管理システムが改修され、手計算ではなく自動計算機能が付加され、当該ミ</p>	納付済額	118,654円	未納額	684,000円	未納額	248,400円
令和3年度	対象世帯数	4世帯																																					
	正当家賃額	2,247,600円																																					
	既算定家賃額	1,444,946円																																					
	不足額	802,654円																																					
令和4年度	対象世帯数	1世帯																																					
	正当家賃額	866,400円																																					
	既算定家賃額	618,000円																																					
	不足額	248,400円																																					
納付済額	118,654円																																						
未納額	684,000円																																						
未納額	248,400円																																						

	スが発生しない仕組みに改善された。 3 誤算定防止の徹底に向けたチェック表に項目を追加し、担当者のほか複数の職員による組織的なチェックを実施する。
--	--

3 監査対象機関 いわき建設事務所
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和6年1月11日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 設計額に誤りがあり、入札及び契約に影響があるものがある。</p> <p>「事実」 電気設備工事の設計において、資材単価を誤ったまま設計書を作成し入札事務を行ったため、落札者として決定すべきではない事業者と契約し、その後解除している。 工事名 道路橋りょう整備（再復）工事（電気設備） 工事内容 照明設備 8箇所 正設計額 287,672,000円 誤設計額 291,736,500円 過大設計額 4,064,500円</p> <p>「是正又は改善の意見」 設計書の作成に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づいて適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 鋼管テーパーポール（道路照明の支柱部材）の価格の決定において、物価資料を用いて算出する際に、資材単価一覧表の欄外に記載されている適用条件を見誤って、設計と異なる仕様の塗装の単価を用いたことから、設計額が過大積算となった。 組織的なチェックを行っていたが、検算時に誤りを発見できず、設計額に誤りが生じた。</p> <p>（処理状況） 1 令和5年7月26～28日 契約相手方及び入札参加各者（8者）に対して、積算誤り等の経緯を説明し謝罪した。 2 令和5年8月10日 契約相手方に契約解除通知書を手交した。 3 再度入札に向け令和5年8月31日に設計書を作成の上、10月4日に改めて公告し、11月27日に契約となった。</p> <p>（今後の対応） 道路工事に係る電気設備工事については、従来、土木職の職員のみが確認及び検算を行っていたが、今後は、土木職及び電気職の職員が連携しダブルチェックする体制とするなど、設計担当、検算者及び課長等によるチェック体制の一層の強化を図るとともに、契約締結前に開札結果を担当課及び経理係で十分に確認することを徹底し、再発防止を図っていく。</p>

（監査総務課）

監査公表第14号

令和6年3月5日監査公表第2号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年6月21日

福島県監査委員	満山喜一
福島県監査委員	三瓶正栄
福島県監査委員	渡辺仁
福島県監査委員	高橋宏和

5 病 第 1 0 1 9 号
令和6年3月18日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 佐 竹 浩 浩
福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文 閣

公営企業に係る定期監査結果の措置状況について（通知）

令和6年2月15日付け5福監第362号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 県立宮下病院
監査対象年度 令和4年度
監査実施年月日 令和5年11月14日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 固定資産の維持管理及び処分に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 固定資産については、常に現況を把握し、その増減異動を固定資産台帳に整理すべきであるにもかかわらず、これを適正に行っていないかった。 令和5年度に固定資産台帳に登録されている器械備品の現物確認を当該病院で行ったところ、昭和40年7月以降に取得した器械備品のうち122件が存在しないことが判明している。</p> <p>【不明器械備品の令和4年度末帳簿残高】 ・ 器械備品残高： 79,264,754円 ・ 減価償却累計額： 77,953,112円 ・ 残 存 価 額： 1,311,642円</p> <p>「是正又は改善の意見」 固定資産の維持管理及び処分に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。 特に、固定資産管理権者は、常にその管理する固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理するとともに、固定資産の滅失、廃棄等があった場合、その都度、適切な処理を行うこと。</p>	<p>（原因） 器械備品をはじめ、公営企業会計における固定資産の維持管理及び処分に關する理解が不足し、院内全体で周知されていなかったこと、所属としてのチェック体制が機能しなかったことにより生じたものです。</p> <p>（処理状況） 関係資料の確認や職員への聞き取り等の精査を行った結果、122件のうち1件（残存価額49,607円）については現存することを確認し、また、1件（残存価額26,029円）については現存していない理由及び廃棄等の時期が判明しました。 その他120件については、現存していない理由や廃棄等の時期は特定できませんでしたが、同種の器械備品が配置されている状況や、耐用年数を大きく超過し取得日からも長期間経過していることから、更新に伴い廃棄した、或いは使用できなくなったため廃棄したものの、固定資産台帳の除却手続が漏れてしまったものと推測しています。 また、院内の各責任者が出席する主任者会議（令和5年11月29日）において今回の指摘事項の内容について共有し、固定資産の増減異動があった場合、その都度適切な処理を行う必要があることを事務部のみならず院内全体に認識させたところです。</p> <p>（今後の対応） 現存しないことが確認された121件の器械備品（残存価額計1,262,035円）のうち、現存していない理由及び廃棄等の時期が判明した1件（残存価額26,029円）については、固定資産台帳から除却するとともに、現存していない理由及び廃棄等の時期が特定できなかった120件（残存価額1,236,006円）についてはやむを得ず亡失したものとし、これらに伴う特</p>

	<p>別損失（計1,262,035円）を計上するなど、令和5年度内に適切な会計処理を行います。</p> <p>今後は、資産の滅失・廃棄の都度、適切な会計処理を行うとともに、次年度以降は毎年2月に院内関係各部に一斉照会を行い、現存資産と固定資産台帳を照合し、増減異動の漏れのないよう適切な維持管理を行います。</p> <p>また、引き続き、常に固定資産の現況を把握し、固定資産台帳により固定資産の増減異動を整理すること、器械備品の処分時には事務部の確認及び会計上の手続が必要であることを、管理外で備品の廃棄を行わないことを院内全体に周知徹底します。</p> <p>なお、器械備品を滅失・廃棄等した際は、その都度会計上必要な処理を行うことを事務部関係職員の事務引継書に明記します。</p>
--	--

（監査総務課）

監査公表第15号

令和6年3月22日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年6月21日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 高 橋 宏 和
 5 教 財 第 1551 号
 令和6年3月28日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 佐 竹 浩 様
 福島県監査委員 高 橋 宏 和

福島県教育委員会教育長 ㊦

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年3月15日付け5福監第393号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 福島南高等学校・ふくしま新世高等学校
 監査対象年度 令和4年度
 監査実施年月日 令和6年1月31日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、委託料等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 委託料等の支出事務について、担当職員に任せきりとなっており、組織として適正な進捗管理を行っていなかった。</p> <p>2 一部の未払い請求書について、担当</p>

委託業務等において、支払いが遅延しているものがある。

- 1 令和4年4月1日に契約を締結した福島南高等学校校舎警備業務委託において、同年4月分と5月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料122,540円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年10月6日に支出している。
- 2 令和4年4月1日に契約を締結した福島南高等学校施設管理業務委託において、同年4月分と5月分の請求書を委託先業者から受理していたにもかかわらず、委託料161,568円の支払いを怠り、3か月以上遅延している。
- 3 令和4年4月1日に契約を締結した情報教育コンピュータシステムの賃貸借契約等において、同年4月分と5月分の請求書を借入先業者から受理していたにもかかわらず、賃借料1,546,100円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年10月6日に支出している。
- 4 令和4年4月28日に購入した教員用指導書について、同年5月に請求書を購入先業者から受理していたにもかかわらず、図書代1,031,880円の支払いを怠り、3か月以上遅延して令和4年11月10日に支出している。

「是正又は改善の意見」

委託料等の支出に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。

職員が管理する簿冊内に紛れているなど、未払い請求書の管理が不十分であった。

(処理状況)

- 1 令和4年9月29日
委託業者からの支払いの催促をきっかけに、複数の未払いが判明した。
- 2 令和4年9月29日～10月3日
各契約の相手方に謝罪と経過説明を行った。
- 3 令和4年10月6日～10月7日
次の業務委託等に対する支払いを行った。
 - ・福島南高等学校校舎警備業務委託に係る令和4年4・5月分委託料
 - ・情報教育コンピュータシステムの賃貸借契約に係る令和4年4・5月分賃借料
 - ・福島南高等学校施設管理業務委託に係る令和4年4・5月分委託料
- 4 令和4年11月2日
販売業者からの支払いの催促により教員用指導書代の未払いが判明した。未払いを確認後、販売業者に謝罪と経過説明を行った。
- 5 令和4年11月2日～9日
令和3年度及び令和4年度に本校と取引のあった業者に対し、他の未払いがないか確認した。確認の結果、他の未払いはなかった。
- 6 令和4年11月10日
販売業者に教員用指導書代の支払いを行った。

(今後の対応)

支出事務について、下記により組織として適正な進捗管理を行うこととした。

- 1 組織内の情報共有
受領した請求書について、必ず共有の保管トレイで保管するよう徹底するとともに、支払処理は当日又は翌日に行うことを徹底することとした。
- 2 チェック体制の強化
未払い請求書について、事務長が毎日保管トレイを確認するとともに、セルフチェック表を共有サーバで管理し、支払い状況について事務長と担当者によりダブルチェックを行うこととした。
- 3 その他の対応
担当者による当日又は翌日の支払い処理が困難な場合は、事務長や副担当が行い、支払遅延が生じない体制とした。また、柔軟に事務分担の見直しを行い、業務負担の平準化を図ることとした。

(監査総務課)

監査公表第16号

令和6年3月5日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和6年6月21日

福島県監査委員 満山喜一
 福島県監査委員 三瓶正栄
 福島県監査委員 渡辺仁
 福島県監査委員 高橋宏和
 福公委（会）第1号
 令和6年3月19日

福島県監査委員 満山喜一
 福島県監査委員 三瓶正栄
 福島県監査委員 佐竹浩
 福島県監査委員 高橋宏和

福島県公安委員会委員長 山本真一 團

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和6年2月15日付け5福監第361号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 南相馬警察署
 監査対象年度 令和4年度・令和5年度
 監査実施年月日 令和6年1月10日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘・勸告事項」 期末手当の支給に適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和4年12月分の期末手当について、算定の基礎となる在職期間から、除算の対象とならない病気休暇を除算したため、不足払いとなっているものがある。 正当支給額 466,792円 既支給額 280,075円 不足支給額 186,717円</p> <p>「是正又は改善の意見」 期末手当の支給に当たっては、関係規定に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者が、期末手当の除算期間について、病気休暇は除算の対象となるものとの誤った先入観を持ち関係規定を確認せず在職期間を除算してしまった。 2 除算日数算出に係る通知書作成後の決裁において、上司の確認が十分ではなかったため、修正することができなかった。 3 期末手当支給時の領収書について、上司の確認が十分ではなかったため速やかに是正することが出来なかった。 <p>（処理状況）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年12月5日に給料諸手当特例計算（依頼）書を作成し、警察本部警務課へ過年度追給の支払い手続きを行った。 2 令和5年12月28日に不足額186,717円を対象職員へ支給した。 <p>（今後の対応）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者が通知書を作成する際は、警察本部警務課から発出される連絡文や最新版の「給与事務の手引」（警察本部警務課作成）の確認を徹底する。 2 除算日数算出に係る通知書の作成に当たっては、担当者任せにすることなく、上席者を含めた複数人での読み合わせ・確認を徹底し、再発防止に努め

る。
3 領収書の確認についても同様に、上
席者を含めた複数人で行い再発防止に
努める。

(監 査 総 務 課)